附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十四号の二の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十四号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省、農林水産省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第3号様式を次のように改める。

様3号様式

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等				純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						××積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××		××
当期変動額														
新株の発行	××	××		××					××					××
準備金の繰入					××	××	△××							
国庫納付							△×××	△×××	△×××					△×××
当期純利益								××	××					××
・・・														
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													××	××
当期変動額合計	××	—	××	××	××	—	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条の規定に従い注記すること。

8　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

附　則

1　この省令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

2　この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第一第3号様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　農林水産大臣　林　芳正

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「農畜産物」の下に「又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域内において生産される農畜産物（ロにおいて「自己の生産する農畜産物等」という。）」を加え、同号ロ中「自己の生産する農畜産物」を「自己の生産する農畜産物等」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十九条及び第六十六条並びに運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第三項の規定に基づき、鉄道事故等報告規則及び運輸安全委員会設置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏